

改正案	現 行
<p>9A 特定目的会社及び特定目的信託（SPC及びSPT）関係</p> <p><u>資産の流動化に関する法律</u>（以下「法」という。）第2条第3項に規定する特定目的会社及び同条第13項に規定する特定目的信託に関する事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">9A-1 業務開始届出、特定目的信託契約締結届出及び変更届出関係</div> <p>9A-1-1 （略）</p> <p>9A-1-2 業務開始届出及び特定目的信託契約締結届出の受理 (1) 法第4条の規定に基づく特定目的会社に係る業務開始届出書及び法第225条の規定に基づく特定目的信託に係る特定目的信託契約締結届出書（以下「業務開始届出書等」という。）の提出については、下記(2)の確認及び受理日の確定を行う必要があることから、管轄財務局長等（業務開始届出書等の受理に係る権限が管轄財務局長より内部委任されている財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北見出張所長を含む。以下9A-1において同じ。）に原則として直接提出されたものを<u>受け付ける</u>ものとする。 (2)・(3) （略）</p> <p>9A-1-3 変更届出書の受理 (1) 法第9条及び第227条の規定に基づく変更届出書についても、業務開始届出書等と同様、原則として管轄財務局長等に直接提出されたものを<u>受け付ける</u>ものとする。 (2)・(3) （略） (4) 資産流動化計画及び資産信託流動化計画（以下「計画」という。）において、特定資産の取得時期（規則第18条第7号の場合に限る。）や資産対応証券の発行時期に関して、例えば「業務開始届出提出後1か月以内を予定する」と記載してある場合、当該1か月の期間内で当該行為を実施する日が確定したときは、計画に記載すべき事項が確定したことになり、変更届が必要になることに留意するものとする。 また、当該1か月以内に当該行為を実施することが不可能であることが確定したときは、当該1か月の期間の満了を迎える前に所定の手続きを経たうえで、変更届により「計画の変更」が実施されなければならないことに留意するものとする。特に、特定資産の取得に関しては、「計画の変更」が実施されることなく計画に記載する特定資産の取得が不能となった場合には、解散事由（法第160条第1項第7号）に該当することにも留意するものとする。</p> <p>9A-1-4 ～ 9A-1-6 （略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">9A-2 届出等に関する定期報告等</div> <p>9A-2-1 （略）</p>	<p>9A 特定目的会社、<u>特定目的信託</u>（SPC、<u>SPT</u>）関係</p> <p><u>「資産の流動化に関する法律」</u>（以下「法」という。）の規定に基づく特定目的会社及び<u>特定目的信託等</u>に関する事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">9A-1 業務開始届出、特定目的信託契約締結届出、<u>変更届出</u>関係</div> <p>9A-1-1 （略）</p> <p>9A-1-2 業務開始届出及び特定目的信託契約締結届出の受理 (1) 法第4条の規定に基づく特定目的会社に係る業務開始届出書及び法第225条の規定に基づく特定目的信託に係る特定目的信託契約締結届出書（以下「業務開始届出書等」という。）の提出については、下記(2)の確認及び受理日の確定を行う必要があることから、管轄財務局長等（業務開始届出書等の受理に係る権限が管轄財務局長より内部委任されている財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北見出張所長を含む。以下9A-1において同じ。）に原則として直接提出されたものを<u>受付ける</u>ものとする。 (2)・(3) （略）</p> <p>9A-1-3 変更届出書の受理 (1) 法第9条及び第227条の規定に基づく変更届出書についても、業務開始届出書等と同様、原則として管轄財務局長等に直接提出されたものを<u>受付ける</u>ものとする。 (2)・(3) （略） (4) 資産流動化計画及び資産信託流動化計画（以下「計画」という。）において、特定資産の取得時期（規則第18条第7号の場合に限る。）や資産対応証券の発行時期に関して、例えば「業務開始届出提出後1ヶ月以内を予定する」と記載してある場合、当該1ヶ月の期間内で当該行為を実施する日が確定したときは、計画に記載すべき事項が確定したことになり、変更届が必要になることに留意するものとする。 また、当該1ヶ月以内に当該行為を実施することが不可能であることが確定したときは、当該1ヶ月の期間の満了を迎える前に所定の手続きを経たうえで、変更届により「計画の変更」が実施されなければならないことに留意するものとする。特に、特定資産の取得に関しては、「計画の変更」が実施されることなく計画に記載する特定資産の取得が不能となった場合には、解散事由（法第160条第1項第7号）に該当することにも留意するものとする。</p> <p>9A-1-4 ～ 9A-1-6 （略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">9A-2 届出等に関する定期報告等</div> <p>9A-2-1 （略）</p>

9A-2-2 事業報告書

受理した事業報告書（法第216条）については、当該事業報告書及び添付書類として提出された貸借対照表等に記載された事項を、別途定めるフォーマットに入力し、4月から9月までの間に事業年度が終了する特定目的会社にあつては翌年1月末までに、10月から翌年3月までの間に事業年度が終了する特定目的会社にあつては7月末までに、監督局長あて提出するものとする。

9A-3 不動産の鑑定評価及び附帯業務の範囲

9A-3-1 不動産の鑑定評価の評価額

法第40条第1項第8号イ及び第122条第1項第18号イの「不動産の鑑定評価の評価額」には、不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価の結果として表示された価格のほか、特定資産となる建物が未竣工である場合における当該建物の竣工を前提として行う価格等調査の結果として表示された当該建物の価格が含まれる。

9A-3-2 附帯業務の範囲

特定目的会社が行うことができる業務として法第195条第1項に定める「附帯業務」とは、資産の流動化に係る業務を行う上で必要不可欠な業務でありながら、「資産の流動化に係る業務」に該当しないものをいう。例えば、資金の借入れ（特定借入れを除く。）又は返済、特定資産の鑑定評価依頼等である。

なお、「附帯業務」は、業務開始届出書の提出前においても行うことができる。

9A-4 オリジネーターによる資産対応証券の募集等の取扱い及び受益証券の募集等

(1) 法第208条第2項の規定に基づく資産対応証券の募集等取扱業務開始届出書及び法第286条第1項の規定に基づく受益証券の募集等業務開始届出書（以下「募集等取扱業務開始届出書等」という。）については、原則として管轄財務局長等（募集等取扱業務開始届出書等の受理に係る権限が管轄財務局長より内部委任されている財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北見出張所長を含む。）に直接提出されたものを受け付けるものとする。

(2) (略)

(3) 法第208条の規定に基づく特定譲渡人による資産対応証券の募集等の取扱いの監督においては、当該特定譲渡人が当該募集等の取扱いにより投資者に取得させた資産対応証券を当該投資者から買い戻すには、金融商品取引法第29条の登録（当該特定譲渡人が同法第33条第1項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関である場合にあつては、同法第33条の2の登録）を要する場合もあることに留意するものとする。

また、法第286条の規定に基づく原委託者による受益証券の募集等の監督においては、当該原委託者が当該募集等により投資者に取得させた受益証券を当該投資者から買い戻すには、金融商品取引法第29条の登録（当該原委託者が同法第33条第1項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関である場合にあつては、同法第33条の2の登録）を要する場合もあることに留意するものとする。

9A-2-2 事業報告書

受理した事業報告書（法第216条）については、当該事業報告書及び添付書類として提出された貸借対照表等に記載された事項を、別途定めるフォーマットに入力し、4月から9月の間に営業年度が終了する特定目的会社にあつては翌年1月末までに、10月から翌年3月の間に営業年度が終了する特定目的会社にあつては7月末までに、監督局長あて提出するものとする。

9A-3 SPCが行う附帯業務の範囲

(新設)

特定目的会社が行うことができる業務として法第195条第1項に定める「附帯業務」とは、資産の流動化に係る業務を行う上で必要不可欠な業務でありながら、「資産の流動化に係る業務」に該当しないものをいう。例えば、資金の借入れ（特定目的借入れを除く。）・返済、特定資産の鑑定評価依頼等である。

なお、「附帯業務」は、業務開始届出書の提出前においても行うことができる。

9A-4 オリジネーターによる資産対応証券の募集等の取扱い及び受益証券の募集等

(1) 法第208条第2項の規定に基づく資産対応証券の募集等取扱業務開始届出書及び法第286条第1項の規定に基づく受益証券の募集等業務開始届出書（以下「募集等取扱業務開始届出書等」という。）については、原則として管轄財務局長等（募集等取扱業務開始届出書等の受理に係る権限が管轄財務局長より内部委任されている財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北見出張所長を含む。）に直接提出されたものを受付けるものとする。

(2) (略)

(3) 法第208条の規定に基づく特定譲渡人による資産対応証券の募集等の取扱いの監督においては、当該特定譲渡人が当該募集等の取扱いにより投資者に取得させた資産対応証券を当該投資者から買い戻すには、金融商品取引法第29条の登録（当該特定譲渡人が金融商品取引法第33条第1項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関である場合にあつては、金融商品取引法第33条の2の登録）を要する場合もあることに留意するものとする。

また、法第286条の規定に基づく原委託者による受益証券の募集等の監督においては、当該原委託者が当該募集等により投資者に取得させた受益証券を当該投資者から買い戻すには、金融商品取引法第29条の登録（当該原委託者が金融商品取引法第33条第1項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関である場合にあつては、金融商品取引法第33条の2の登録）を要する場合もあることに留意するものとする。

(4)・(5) (略)

9 A-5 行政処分を行う際の留意点

9 A-5-1 行政処分の基準

監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①法第218条の規定に基づく違法行為等の是正命令、②法第219条の規定に基づく業務停止命令、③法第220条の規定に基づく解散命令があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

(1) 法第217条の規定に基づく報告徴収命令

- ① オンサイトの立入検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリング等）を通じて、特定目的会社の業務の運営が法令に違反し、又は違反するおそれがあると認められる場合においては、法第217条第1項の規定に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。
- ② 報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、法第217条第1項の規定に基づき、追加報告を求めることとする。

(2) 法第217条第1項の規定に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ

- ① (略)
- ② 必要があれば、法第217条第1項の規定に基づき、定期的なフォローアップ報告を求める。

(3) 法第218条の規定に基づく違法行為等の是正命令、法第219条の規定に基づく業務停止命令又は法第220条の規定に基づく解散命令

検査結果やオフサイト・モニタリング等への対応として、報告内容（追加報告を含む。）を検証した結果、特定目的会社の業務の運営が法令に違反し又は違反するおそれがあると認められる場合等においては、次の①から③までに掲げる要素を勘案するとともに、他に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

- ・ 改善に向けた取組みを特定目的会社の自主性に委ねることが適当かどうか、
- ・ 改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、
- ・ 業務を継続させることが適当かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定することとする。

①・② (略)

③ 軽減事由

上記①及び②の他に、行政による対応に先行して、特定目的会社が自主的に利害関係人の利益の保護のために所要の対応に取り組んでいる等といった軽減事由があるか。

(4) (略)

9 A-5-2 行政手続法等との関係等

(1) 行政手続法との関係

違法行為等の是正命令、業務停止命令又は解散命令を発出する不利益処分を行おうとする場合には、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続を適切に実施すること。

また、いずれの場合においても、同法第14条の規定に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意すること。

(4)・(5) (略)

9 A-5 行政処分を行う際の留意点

9 A-5-1 行政処分の基準

監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①法第218条に基づく違法行為等の是正命令、②法第219条に基づく業務停止命令、③法第220条に基づく解散命令があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

(1) 法第217条に基づく報告徴収命令

- ① オンサイトの立入検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリングなど）を通じて、特定目的会社の業務の運営が法令に違反し、又は違反するおそれがあると認められる場合においては、法第217条第1項に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。
- ② 報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、法第217条第1項に基づき、追加報告を求めることとする。

(2) 法第217条第1項に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ

- ① (略)
- ② 必要があれば、法第217条第1項に基づき、定期的なフォローアップ報告を求める。

(3) 法第218条に基づく違法行為等の是正命令、法第219条に基づく業務停止命令又は法第220条解散命令

検査結果やオフサイト・モニタリング等への対応として、報告内容（追加報告を含む。）を検証した結果、特定目的会社の業務の運営が法令に違反し又は違反するおそれがあると認められる場合等においては、以下①から③に掲げる要素を勘案するとともに、他に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

- ・ 改善に向けた取組みを特定目的会社の自主性に委ねることが適当かどうか、
- ・ 改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、
- ・ 業務を継続させることが適当かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定することとする。

①・② (略)

③ 軽減事由

以上①及び②の他に、行政による対応に先行して、特定目的会社が自主的に利害関係人の利益の保護のために所要の対応に取り組んでいる等、といった軽減事由があるか。

(4) (略)

9 A-5-2 行政手続法等との関係等

(1) 行政手続法との関係

違法行為等の是正命令、業務停止命令又は解散命令を発出する不利益処分を行おうとする場合には、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きを適切に実施すること。

また、いずれの場合においても、同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意すること。

(2) 行政不服審査法との関係

報告徴収命令、違法行為等の是正命令、業務停止命令又は解散命令を发出する処分をしようとする場合には、行政不服審査法第5条の規定に基づく審査請求ができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

(3) 行政事件訴訟法との関係

報告徴収命令、違法行為等の是正命令、業務停止命令又は解散命令を发出する処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第8条の規定に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

9A-5-3 意見交換制度

不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きとは別に、特定目的会社からの求めに応じ、監督当局と特定目的会社との間で、意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

法第217条第1項の規定に基づく報告徴収に係るヒアリング等の過程において、自社に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した特定目的会社から、監督当局の幹部と当該特定目的会社の役員との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注）であって、監督当局が当該特定目的会社に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分する必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

（注）特定目的会社からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が当該不利益処分の原因となる事実についての法第217条第1項の規定に基づく報告書を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

9A-5-4・9A-5-5 （略）

9A-6 その他

（削る）

9A-6-1 所有権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行

租税特別措置法第83条の2第1項の規定に基づく登録免許税軽減のための租税特別措置法施行規則第31条の5第1項に規定する証明書の発行については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、租税特別措置法第83条の2第1項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。

(1)・(2) （略）

(3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書の添付書類により、次の事項を確認し

(2) 行政不服審査法との関係

報告徴収命令、違法行為等の是正命令、業務停止命令又は解散命令を发出する処分をしようとする場合には、行政不服審査法第5条に基づく審査請求ができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

(3) 行政事件訴訟法との関係

報告徴収命令、違法行為等の是正命令、業務停止命令又は解散命令を发出する処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

9A-5-3 意見交換制度

不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きとは別に、特定目的会社からの求めに応じ、監督当局と特定目的会社との間で、意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

法第217条第1項に基づく報告徴収に係るヒアリング等の過程において、自社に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した特定目的会社から、監督当局の幹部と当該特定目的会社の役員との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注）であって、監督当局が当該特定目的会社に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分する必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

（注）特定目的会社からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が当該不利益処分の原因となる事実についての法第217条第1項に基づく報告書を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

9A-5-4・9A-5-5 （略）

9A-6 その他

租税特別措置法第83条の2第1項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の5第1項に規定する証明書の発行及び地方税法附則第11条第3項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行規則附則第3条の2の6に規定する証明書の発行については、以下のとおり取り扱うものとする。

なお、租税特別措置法第83条の2第1項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。

9A-6-1 所有権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行

（新設）

(1)・(2) （略）

(3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書添付書類により、

た上で証明書を発行するものとする。

- ① 申請者が、法第4条第1項の規定による届出を行った特定目的会社であること。
- ② 当該届出時に提出された資産流動化計画に、法第2条第11項に規定する資産対応証券を発行する旨の記載があること。
- ③ 当該届出時に提出された資産流動化計画において特定不動産の価額の合計額の当該特定目的会社が保有する特定資産の価額の合計額に占める割合（以下「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること。
- ④ 当該届出時に提出された資産流動化計画において法第2条第12項に規定する特定借入れについての定めがあるときは、特定借入れの借入先が特定出資をした者ではないこと。
- ⑤ 別紙様式6に記載された不動産が特定不動産に該当し、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。
 - イ 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。
 - ロ 特定目的会社の本ガイドラインに従い証明を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。
- ⑥ 当該不動産の取得日が添付書類により確認することができる日付であること。
- ⑦ 建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の床面積の割合の記載があること。

9A-6-2 質権又は抵当権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行
現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第17条の規定による改正前の租税特別措置法第83条の2第1項の規定に基づく登録免許税軽減のための租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年財務省令第35号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第31条の5第1項に規定する証明書の発行については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、当該改正前の租税特別措置法第83条の2第1項の規定が適用される質権又は抵当権の移転の登記に係る指名金銭債権は平成23年6月30日までに取得されたものであり、同項の規定の適用を受けることができる日は当該指名金銭債権取得後1年以内であることに留意するものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書の添付書類により、次の事項を確認した上で証明書を発行するものとする。
 - ① 申請者が、法第4条第1項の規定による届出を行った特定目的会社であること。
 - ② 当該届出時に提出された資産流動化計画に、法第2条第11項に規定する資産対応証券を発行する旨の記載があること。
 - ③ 当該届出時に提出された資産流動化計画において特定不動産の割合を百分の七十五以上とする旨の記載があること。
 - ④ 当該届出時に提出された資産流動化計画において法第2条第12項に規定する特定借入れについての定めがあるときは、特定借入れの借入先が特定出資をした者ではないこと。
 - ⑤ 当該指名金銭債権の取得日が添付書類により確認することができる日付であること。

9A-6-3 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行
地方税法附則第11条第3項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための地方税法施行規

- ① 申請者が、法第4条第1項の規定による届出を行った特定目的会社であること。
- ② 当該届出時に提出された資産流動化計画に、法第2条第11項に規定する資産対応証券を発行する旨の記載があること。
- ③ 当該届出時に提出された資産流動化計画において特定不動産の価額の合計額の当該特定目的会社が保有する特定資産の価額の合計額に占める割合（以下「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること。
- ④ 当該届出時に提出された資産流動化計画において法第2条第12項に規定する特定目的借入れについての定めがあるときは、特定目的借入れの借入先が特定出資をした者ではないこと。
- ⑤ 別紙様式6に記載された不動産が特定不動産に該当し、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。
 - イ 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。
 - ロ 特定目的会社の本ガイドラインに従い証明を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。
- ⑥ 当該不動産の取得日が添付書類により確認できる日付であること。
- ⑦ 建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の床面積の割合の記載があること。

を確認のうえ、証明書を発行するものとする。

9A-6-2 質権又は抵当権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行
(新設)

- (1)・(2) (略)
- (3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書添付書類により、
 - ① 申請者が、法第4条第1項の規定による届出を行った特定目的会社であること。
 - ② 当該届出時に提出された資産流動化計画に、法第2条第11項に規定する資産対応証券を発行する旨の記載があること。
 - ③ 当該届出時に提出された資産流動化計画において特定不動産の割合を百分の七十五以上とする旨の記載があること。
 - ④ 当該届出時に提出された資産流動化計画において法第2条第12項に規定する特定目的借入れについての定めがあるときは、当該特定目的借入れの借入先が特定出資をした者ではないこと。
 - ⑤ 当該指名金銭債権の取得日が添付書類により確認できる日付であること、
を確認のうえ、証明書を発行するものとする。

9A-6-3 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行
(新設)

則附則第3条の2の6に規定する証明に係る書類の発行については、次のとおり取り扱うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書の添付書類により、次の事項を確認した上で証明書を発行するものとする。

- ① 申請者が、法第4条第1項の規定による届出を行った特定目的会社であること。
- ② 当該届出時に提出された資産流動化計画に、法第2条第11項に規定する資産対応証券を発行する旨の記載があること。
- ③ 当該届出時に提出された資産流動化計画において法第2条第12項に規定する特定借入れについての定めがあるときは、特定借入れの借入先が特定出資をした者ではないこと。
- ④ 当該届出時に提出された資産流動化計画において特定不動産の割合を百分の七十五以上とする旨の記載があること。
- ⑤ 別紙様式8に記載された不動産が地方税法施行令附則第7条第4項に規定する次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。
 - イ 特定不動産の割合が百分の七十五以上である特定目的会社が取得するものであること。
 - ロ 特定目的会社が本ガイドラインに従い証明を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目的会社が取得するものであること。
- ⑥ 当該不動産の取得日が添付書類により確認することができる日付であること。

9A-6-4 特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転の登記又は登録の登録免許税免税に係る証明書の発行
租税特別措置法第83条の3の規定に基づく登録免許税免税のための租税特別措置法施行規則第31条の5の2に規定する証明書の発行については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、租税特別措置法第83条の3の規定の適用を受けることができる日は、当該財産の買戻し後1年以内であることに留意するものとする。

(1) 特定目的信託の原委託者からの証明申請書及び管轄財務局長が発行する証明書は、別紙様式9によるものとする。当該財産が不動産以外の財産である場合には、当該証明書は別紙様式9に準じて作成するものとする。

(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該財産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。

- ① 申請者による当該申請に係る財産の所有権の取得日を確認することができるもの。
 - ・ 売買契約書の写し等
- ② 租税特別措置法第83条の3第2号の要件を満たすことを証する書面。
 - ・ 特定目的信託に係る信託契約の契約書の写し（変更があった場合に限る。）
 - ・ 適宜の様式により、特定目的信託に係る信託契約の信託財産として譲渡された特定資産が、当該特定目的信託の効力が生じた時から当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時まで引き続き原委託者において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い、受託信託会社等への譲渡がなかったものとして会計処理が行われているものであることを公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「公認会計士等」という。）が原委託者の会計帳簿を確認し、証明した書面
（注1）当該会計処理が行われていることを公認会計士等が原委託者の会計帳簿により確認することができない場合には、財務局長は、証明書の発行を行わないこと。

(1)・(2) (略)

(3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書添付書類により、

- ① 申請者が法第4条第1項の規定による届出を行った特定目的会社であること。
- ② 当該届出時に提出された資産流動化計画に、法第2条第11項に規定する資産対応証券を発行する旨の記載があること。
- ③ 当該届出時に提出された資産流動化計画において法第2条第12項に規定する特定目的借入れについての定めがあるときは、特定目的借入れの借入先が特定出資をした者ではないこと。
- ④ 当該届出時に提出された資産流動化計画において特定不動産の割合を百分の七十五以上とする旨の記載があること。
- ⑤ 別紙様式8に記載された不動産が地方税法施行令附則第7条第4項に規定する次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。
 - イ 特定不動産の割合が百分の七十五以上である特定目的会社が取得するものであること。
 - ロ 特定目的会社が本ガイドラインに従い証明を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目的会社が取得するものであること。
- ⑥ 当該不動産の取得日が添付書類により確認できる日付であること、
を確認のうえ、証明書を発行するものとする。

(新設)

とに留意するものとする。

(注2) 財務局長は、証明書の発行に当たり原委託者の会計帳簿を確認する必要がある場合には、原委託者の会計帳簿の写しの提出を求めるものとする。

- ・ 租税特別措置法施行令第43条の5第2項第2号に掲げる要件に該当する場合には、規則第116条の2第2号の書面(変更があった場合に限る。)
- ③ 租税特別措置法第83条の3第3号の要件を満たすことを証する書面
 - ・ 適宜の様式により、特定目的信託の効力が生じた時から引き続き原委託者及び当該特定目的信託の社債的受益権を有する者のみが当該特定目的信託の信託財産の元本の受益者であることを原委託者名で証明した書面
 - ・ 社債的受益権以外の信託の受益権に係る法第235条第1項の権利者名簿(変更があった場合は、変更前の内容を含む。)の写し
- ④ 財産の登記事項証明書等(写しを添付する場合は、原本を提示すること。)
- ⑤ 財産の賃貸借契約書の写し等
- ③ 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的信託に係る信託契約の届出時の添付書類、当該信託契約の締結後に提出された全ての特定目的信託に係る信託契約の契約書の副本又は謄本、規則第116条の2第2号の書面の写し(当該権利が受託信託会社等に付与されていた場合に限る。)、資産信託流動化計画の変更届出書類及び証明申請書の添付書類により、次の事項を確認した上で証明書を発行するものとする。
 - ① 申請者が、法第225条第1項の規定による届出が行われた特定目的信託に係る信託契約の原委託者であって、当該特定目的信託の効力が生じた時から当該信託契約の終了の時まで引き続き委託者であること。
 - ② 特定目的信託に係る信託契約の契約書に法第230条第1項第2号に規定する社債的受益権の定めがあること。
 - ③ 社債的受益権の受益証券が平成23年11月24日から平成26年3月31日までの間に発行されたものであること。
 - ④ 特定目的信託に係る信託契約において、社債的受益権の元本を当該信託契約の効力が生じた日から20年以内に償還を完了することとしていること。
 - ⑤ 特定資産について、特定目的信託の効力が生じた時から当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時まで引き続き原委託者において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い受託信託会社等への譲渡がなかったものとして会計処理が行われていること。
 - ⑥ 特定資産について、特定目的信託に係る信託契約において原委託者により受託信託会社等から買い戻されなければならない旨が定められていること、又は特定目的信託に係る信託契約の締結に際し受託信託会社等が当該特定資産を原委託者に売り戻すことができる権利を当該原委託者が当該受託信託会社等に付与していること。
 - ⑦ 特定目的信託の効力が生じた時から当該特定目的信託の終了の時まで引き続き原委託者及び当該特定目的信託の社債的受益権を有する者のみが当該特定目的信託の信託財産の元本の受益者であること。
 - ⑧ 別紙様式9に記載された財産は、特定目的信託の信託財産に属する財産で、当該特定目的信託の効力が生じた時に受託信託会社等が原委託者である申請者から当該特定目的信託の信託財産として取得したものであって、当該受託信託会社等から当該申請者に賃貸されていたものであること。
 - ⑨ 申請者による受託信託会社等からの別紙様式9に記載された財産の取得は、特定目的信託に係る信託契約の終了の時における原委託者である当該申請者による買戻しであること。
 - ⑩ 別紙様式9に記載された財産の買戻しの日(取得日)が添付書類により確認することができる日付であること。

(新設)

9A-6-5 特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の不動産取得税の非課税に係る証明書の発行

地方税法第73条の7第4号の2に規定する不動産取得税の非課税についての証明書の発行については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 特定目的信託の原委託者からの証明申請書及び管轄財務局長が発行する証明書は、別紙様式10によるものとする。
- (2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該財産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。
 - ① 申請者による当該申請に係る不動産の所有権の取得日を確認することができるもの。
 - ・ 売買契約書の写し等
 - ② 地方税法第73条の7第4号の2口の要件を満たすことを証する書面。
 - ・ 特定目的信託に係る信託契約の契約書の写し（変更があった場合に限り。）
 - ・ 適宜の様式により、特定目的信託に係る信託契約の信託財産として譲渡された特定資産が、当該特定目的信託の効力が生じた時から当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時まで引き続き原委託者において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い、受託信託会社等への譲渡がなかったものとして会計処理が行われているものであることを公認会計士等が原委託者の会計帳簿を確認し、証明した書面
（注1）当該会計処理が行われていることを公認会計士等が原委託者の会計帳簿により確認することができない場合には、財務局長は、証明書の発行を行わないことに留意するものとする。
（注2）財務局長は、証明書の発行に当たり原委託者の会計帳簿を確認する必要がある場合には、原委託者の会計帳簿の写しの提出を求めるものとする。
 - ・ 地方税法施行令第37条の14の3第2項第2号に掲げる要件に該当する場合には、規則第116条の2第2号の書面（変更があった場合に限り。）
 - ③ 地方税法第73条の7第4号の2ハの要件を満たすことを証する書面。
 - ・ 適宜の様式により、特定目的信託の効力が生じた時から引き続き原委託者及び当該特定目的信託の社債的受益権を有する者のみが当該特定目的信託の信託財産の元本の受益者であることを原委託者名で証明した書面
 - ・ 社債的受益権以外の信託の受益権に係る法第235条第1項の権利者名簿（変更があった場合は、変更前の内容を含む。）の写し
 - ④ 不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、原本を提示すること。）
 - ⑤ 不動産の賃貸借契約書の写し等
- (3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的信託に係る信託契約の届出時の添付書類、当該信託契約の締結後に提出された全ての特定目的信託に係る信託契約の契約書の副本又は謄本、規則第116条の2第2号の書面の写し（当該権利が受託信託会社等に付与されていた場合に限り。）、資産信託流動化計画の変更届出書類及び証明申請書の添付書類により、次の事項を確認した上で証明書を発行するものとする。
 - ① 申請者が、法第225条第1項の規定による届出が行われた特定目的信託に係る信託契約の原委託者であって、当該特定目的信託の効力が生じた時から当該信託契約の終了の時まで引き続き委託者であること。
 - ② 特定目的信託に係る信託契約の契約書に法第230条第1項第2号に規定する社債的受益権の定めがあること。
 - ③ 特定目的信託に係る信託契約において、社債的受益権の元本を当該信託契約の効力が生じた日から20年以内に償還を完了することとしていること。
 - ④ 特定資産について、特定目的信託の効力が生じた時から当該特定目的信託に係る信

託契約の終了の時まで引き続き原委託者において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い受託信託会社等への譲渡がなかったものとして会計処理が行われていること。

- ⑤ 特定資産について、特定目的信託に係る信託契約において原委託者により受託信託会社等から買い戻されなければならない旨が定められていること、又は特定目的信託に係る信託契約の締結に際し受託信託会社等が当該特定資産を原委託者に売り戻すことができる権利を当該原委託者が当該受託信託会社等に付与していること。
- ⑥ 特定目的信託の効力が生じた時から当該特定目的信託の終了の時まで引き続き原委託者及び当該特定目的信託の社債的受益権を有する者のみが当該特定目的信託の信託財産の元本の受益者であること。
- ⑦ 別紙様式10に記載された不動産は、特定目的信託の信託財産に属する不動産で、当該特定目的信託の効力が生じた時に受託信託会社等が原委託者である申請者から当該特定目的信託の信託財産として取得したものであって、当該受託信託会社等から当該申請者に賃貸されていたものであること。
- ⑧ 申請者による受託信託会社等からの別紙様式10に記載された不動産の取得は、特定目的信託に係る信託契約の終了の時点における原委託者である当該申請者による買戻しであること。
- ⑨ 別紙様式10に記載された不動産の買戻しの日（取得日）が添付書類により確認することができる日付であること。

改 正 案	現 行																																												
別紙様式 1 (1) 提出書類 ① (略) ② 添付書類 ○ 開発に係る契約書 (開発型に限る。) (2)～(5) (略) 特定目的会社届出審査書 (資産流動化計画以外)	別紙様式 1 (1) 提出書類 ① (略) ② 添付書類 ○ 開発に係る契約書 (開発型に限る) (2)～(5) (略) 特定目的会社届出審査書 (資産流動化計画以外)																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">審査項目</th> <th style="width: 50%;">審査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 取締役、監査役及び使用人が法人、成年被後見人、被保佐人、破産者等でないこと。(法第70条第1項第1号から第3号まで又は第198条)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 取締役、監査役及び使用人が禁錮以上の刑の執行等から3年以内、資産の流動化に関する法律等の罰金刑の執行等から3年以内又は解散命令を受けた特定目的会社の解散命令日前30日以内に役員若しくは使用人であった者で、当該命令日から3年以内でないこと。(法第70条第1項第4号から第6号まで、第72条第2項又は第198条)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 取締役、監査役及び使用人が特定資産の譲渡人、特定資産の管理処分業務の受託者、特定資産の管理処分を行わせるために設定された信託の受託者、特定資産が信託の受益権である場合の当該信託受託者又は特定持分信託の受託者(譲渡人、受託者が法人の場合は、その役員)でないこと。(法第70条第1項第7号から第10号まで又は第198条)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 会計参与が公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人であること。(法第71条第1項)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 定款に、○目的、○商号、○本店の所在地、○特定資本金の額、○発起人の氏名又は名称及び住所、○存続期間又は解散の事由が記載され、又は記録されているか。(法第16条第2項)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	審査項目	審査結果	2. 取締役、監査役及び使用人が法人、成年被後見人、被保佐人、破産者等でないこと。(法第70条第1項第1号から第3号まで又は第198条)		(略)		3. 取締役、監査役及び使用人が禁錮以上の刑の執行等から3年以内、資産の流動化に関する法律等の罰金刑の執行等から3年以内又は解散命令を受けた特定目的会社の解散命令日前30日以内に役員若しくは使用人であった者で、当該命令日から3年以内でないこと。(法第70条第1項第4号から第6号まで、第72条第2項又は第198条)		(略)		4. 取締役、監査役及び使用人が特定資産の譲渡人、特定資産の管理処分業務の受託者、特定資産の管理処分を行わせるために設定された信託の受託者、特定資産が信託の受益権である場合の当該信託受託者又は特定持分信託の受託者(譲渡人、受託者が法人の場合は、その役員)でないこと。(法第70条第1項第7号から第10号まで又は第198条)		(略)		5. 会計参与が公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人であること。(法第71条第1項)		(略)		7. 定款に、○目的、○商号、○本店の所在地、○特定資本金の額、○発起人の氏名又は名称及び住所、○存続期間又は解散の事由が記載され、又は記録されているか。(法第16条第2項)		(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">審査項目</th> <th style="width: 50%;">審査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 取締役、監査役及び使用人が法人、成年被後見人、被保佐人、破産者等でないこと。(法第70条第1項1号、2号、3号又は法第198条)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 取締役、監査役及び使用人が禁錮以上の刑の執行等から3年以内、SPC法等の罰金刑の執行等から3年以内、解散命令を受けたSPCの解散命令日前30日以内に役員、使用人であった者で、当該命令日から3年以内でないこと。(法第70条1項4号、5号、6号又は法第198条)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 取締役、監査役及び使用人が特定資産の譲渡人、特定資産の管理処分業務の受託者、特定資産の管理処分を行わせるために設定された信託の受託者、特定資産が信託の受益権である場合の当該信託受託者又は特定持分信託の受託者(譲渡人、受託者が法人の場合は、その役員)でないこと。(法第70条1項7号、8号、9号、10号又は法第198条)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 会計参与が公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人であること。(法第71条1項)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 定款に、○目的、○商号、○本店所在地、○特定資本金の額、○発起人の氏名又は名称及び住所、○存続期間又は解散の事由が記載又は記録されているか。(法第16条2項)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	審査項目	審査結果	2. 取締役、監査役及び使用人が法人、成年被後見人、被保佐人、破産者等でないこと。(法第70条第1項1号、2号、3号又は法第198条)		(略)		3. 取締役、監査役及び使用人が禁錮以上の刑の執行等から3年以内、SPC法等の罰金刑の執行等から3年以内、解散命令を受けたSPCの解散命令日前30日以内に役員、使用人であった者で、当該命令日から3年以内でないこと。(法第70条1項4号、5号、6号又は法第198条)		(略)		4. 取締役、監査役及び使用人が特定資産の譲渡人、特定資産の管理処分業務の受託者、特定資産の管理処分を行わせるために設定された信託の受託者、特定資産が信託の受益権である場合の当該信託受託者又は特定持分信託の受託者(譲渡人、受託者が法人の場合は、その役員)でないこと。(法第70条1項7号、8号、9号、10号又は法第198条)		(略)		5. 会計参与が公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人であること。(法第71条1項)		(略)		7. 定款に、○目的、○商号、○本店所在地、○特定資本金の額、○発起人の氏名又は名称及び住所、○存続期間又は解散の事由が記載又は記録されているか。(法第16条2項)		(略)	
審査項目	審査結果																																												
2. 取締役、監査役及び使用人が法人、成年被後見人、被保佐人、破産者等でないこと。(法第70条第1項第1号から第3号まで又は第198条)																																													
(略)																																													
3. 取締役、監査役及び使用人が禁錮以上の刑の執行等から3年以内、資産の流動化に関する法律等の罰金刑の執行等から3年以内又は解散命令を受けた特定目的会社の解散命令日前30日以内に役員若しくは使用人であった者で、当該命令日から3年以内でないこと。(法第70条第1項第4号から第6号まで、第72条第2項又は第198条)																																													
(略)																																													
4. 取締役、監査役及び使用人が特定資産の譲渡人、特定資産の管理処分業務の受託者、特定資産の管理処分を行わせるために設定された信託の受託者、特定資産が信託の受益権である場合の当該信託受託者又は特定持分信託の受託者(譲渡人、受託者が法人の場合は、その役員)でないこと。(法第70条第1項第7号から第10号まで又は第198条)																																													
(略)																																													
5. 会計参与が公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人であること。(法第71条第1項)																																													
(略)																																													
7. 定款に、○目的、○商号、○本店の所在地、○特定資本金の額、○発起人の氏名又は名称及び住所、○存続期間又は解散の事由が記載され、又は記録されているか。(法第16条第2項)																																													
(略)																																													
審査項目	審査結果																																												
2. 取締役、監査役及び使用人が法人、成年被後見人、被保佐人、破産者等でないこと。(法第70条第1項1号、2号、3号又は法第198条)																																													
(略)																																													
3. 取締役、監査役及び使用人が禁錮以上の刑の執行等から3年以内、SPC法等の罰金刑の執行等から3年以内、解散命令を受けたSPCの解散命令日前30日以内に役員、使用人であった者で、当該命令日から3年以内でないこと。(法第70条1項4号、5号、6号又は法第198条)																																													
(略)																																													
4. 取締役、監査役及び使用人が特定資産の譲渡人、特定資産の管理処分業務の受託者、特定資産の管理処分を行わせるために設定された信託の受託者、特定資産が信託の受益権である場合の当該信託受託者又は特定持分信託の受託者(譲渡人、受託者が法人の場合は、その役員)でないこと。(法第70条1項7号、8号、9号、10号又は法第198条)																																													
(略)																																													
5. 会計参与が公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人であること。(法第71条1項)																																													
(略)																																													
7. 定款に、○目的、○商号、○本店所在地、○特定資本金の額、○発起人の氏名又は名称及び住所、○存続期間又は解散の事由が記載又は記録されているか。(法第16条2項)																																													
(略)																																													

(削る)		<p>8. <u>特定資産譲受契約書に、譲渡人が当該資産に係る資産対応証券に関する有価証券届出書等に記載すべき重要な事項について譲受人たるSPCに告知する義務を有する旨の記載があるか。(法第199条)</u></p> <p>・ <u>特定資産譲受契約書又は予約契約書(添付書類)</u></p>	
(削る)		<p>9. <u>特定資産の管理・処分を信託会社等に委託する場合、当該信託契約書に資産対応証券に係る有価証券届出書等に記載すべき当該信託に係る信託財産の管理・処分に関する重要な事項につき知った事実を遅滞なく受益者たる当該SPCに通知する義務を有する旨の条件が付されているか。(法第200条2項1号)</u></p> <p>・ <u>特定資産管理処分信託契約書案(添付書類)</u></p>	
<p>8. <u>特定資産(従たる特定資産を除く。)の管理及び処分委託契約書に、受託者が、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>特定資産の分別管理義務(法第200条第3項第1号)</u> ○<u>特定目的会社への特定資産の管理及び処分状況説明義務(法第200条第3項第2号)</u> ○<u>特定資産の管理及び処分状況を記載した書類の備置き及び特定目的会社への閲覧義務(法第200条第3項第3号)</u> <p>(削る)</p> <p>○<u>業務の再委託をする場合は特定目的会社の同意を得る義務(法第200条第3項第4号)</u> を有する旨の条件が付されているか。</p> <p>(略)</p>		<p>10. <u>特定資産の管理・処分委託契約書に、受託者が、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>特定資産の分別管理義務(法第200条4項1号)</u> ○<u>SPCへの特定資産の管理・処分状況説明義務(法第200条4項2号)</u> ○<u>特定資産の管理・処分状況を記載した書類の備置き及びSPCへの閲覧義務(法第200条4項3号)</u> ○<u>資産対応証券に係る有価証券届出書等に記載すべき資産の管理・処分に関する重要な事項につき知った事実を遅滞なくSPCに通知する義務(法第200条4項4号)</u> ○<u>業務の再委託をする場合はSPCの同意を得る義務(法第200条4項5号)</u> <p>を有する旨の条件が付されているか。</p> <p>(略)</p>	
(削る)		<p>11. <u>信託の受益権を特定資産として譲り受ける場合、当該信託に係る契約書に、当該信託の受託者が当該信託に係る信託財産の管理及び処分に関する重要な事項につき知った事実を遅滞なく受益者に通知する義務を有する旨の記載があるか。(法第201条)</u></p> <p>・ <u>信託契約書又はその予約契約書(添付書類)</u></p>	

改正案				現行			
資産流動化計画の記載事項についてのチェックリスト				資産流動化計画の記載事項についてのチェックリスト			
項目	関連条文	審査する内容	チェック欄	項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
1. 計画期間	法5条①一 規則12条一	(1) 資産流動化計画の計画期間（資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日までの期間）の記載又は記録（以下別紙様式1において「記載」という。）があるか。		1. 計画期間	法5条①一 規則12条一	(1) 資産流動化計画の計画期間（資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日までの期間）の記載又は記録があるか（以下別紙様式1において「記載があるか」という。）。	
	法5条② 令3条	(4) 計画期間は、有価証券を除く動産（当該資産のみを信託する信託の受益権を含む。以下同じ。）は20年、特許権、実用新案権等は25年、これら以外の場合は50年以内の期間で定めているか。			法5条② 令3条	(4) 計画期間は、有価証券を除く動産（当該資産を信託する信託の受益権を含む。以下同じ。）は20年、特許権、実用新案権等は25年、これら以外の場合は50年以内の期間で定めているか。	
2. 優先出資の発行等に関する事項	規則13条十一	(12) 上記(5)～(8)の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。		2. 優先出資の発行等に関する事項	規則13条十一	(12) 上記(5)～(8)の内容が確定していない場合には、その内容を確定するための要件及び手続について記載があるか。	
3. 特定社債の発行等に関する事項	法5条①二二	(略)		3. 特定社債の発行等に関する事項	法5条①二二	(略)	
	同(7) 規則14条十四	(略)			同(7)及び 規則14条十四	(略)	
	規則14条十五	(16) 上記(4)～(11)、(13)の(b)～(e)及び(14)の(b)～(g)について内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。			規則14条十五	(16) 上記(4)～(11)、(13)の(b)～(e)及び(14)の(b)～(g)について内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則14条十七	(18) 上記(1)～(14)、(16)及び(17)について変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。			規則14条十七	(18) 上記(1)～(14)、(16)及び(17)について変更を禁止する場合はその旨の記載があるか。	
3-2. 特定短期社債の発行等に関する事項	規則15条十	(11) 上記(4)～(9)の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。		3-2. 特定短期社債の発行等に関する事項	規則15条十	(11) 上記(4)～(9)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則15条十二	(13) 上記(1)～(9)、(11)及び(12)につい			規則15条十二	(13) 上記(1)～(9)、(11)及び(12)につい	

		て変更を禁止する場合は、 <u>その旨の記載があるか。</u>	
4. 特定約束手形の発行に関する事項	規則16条九	(10) 上記(4)～(8)の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。	
5. 特定借入れに関する事項	法5条①二ト	特定借入れを行う場合には、以下の事項について記載があるか。	
	規則17条一	(1) 特定借入れを行うことを予定する場合は、その旨の記載があるか。	
	規則17条三	(略)	
	同号口 規則93条	(略)	
	規則17条四	(4) 上記(3)の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。	
6. 特定資産に関する事項	法5条①三 規則18条一	(1) 規則別表の特定資産（従たる特定資産を除く。以下6.において同じ。）の区分に応じ、特定資産の内容欄に掲げる事項について記載があるか。	
	規則18条四	(4) 特定資産の取得価格を知るために必要な事項の概要及び次の事項について記載があるか。	
	同号イ 令15条① 令33条①	(a) 特定資産が不動産又は政令で定める不動産に関する権利若しくは資産であるときは、不動産鑑定士による種類ごとの当該不動産の鑑定評価の結果及び当該鑑定評価を行った者の氏名	
	同号口	(b) 特定資産が上記(a)以外のときは、種類ごとの特定資産の価格につき調査した結果及び当該調査を行った者の氏名又は名称及び当該調査に係る資格	
	規則18条七イ	【開発型の場合】 (7) 上記(2)～(4)の内容が確定していない場合又は上記(3)及び(4)の内容の改定が	

		て変更を禁止する場合は <u>その旨の記載があるか。</u>	
4. 特定約束手形の発行に関する事項	規則16条九	(10) 上記(4)～(8)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続について記載があるか。	
5. 特定目的借入れに関する事項	法5条①二ト	特定目的借入れを発行する場合には、以下の事項について記載があるか。	
	規則17条一	(1) 特定目的借入れを行うことを予定する場合は、その旨の記載があるか。	
	規則17条三	(略)	
	同号口	(略)	
	規則17条四	(4) 上記(3)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続について記載があるか。	
6. 特定資産に関する事項	法5条①三 規則18条一	(1) 施行規則別表「特定資産の内容の記載事項表」の「特定資産の内容」欄に掲げる事項について記載があるか。	
	規則18条四	(4) 特定資産の取得価格（特定資産の価格を知るために必要な事項の概要、特定資産の価格につき調査した結果並びに当該調査を行った者の氏名又は名称（特定資産が不動産の場合は鑑定評価を行った者の氏名又は名称を含む。）及び当該調査に係る資格を含む。）について記載があるか。	
	規則18条七イ	【開発型の場合】 (7) 上記(2)～(4)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件	

		あり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則18条七〇	【プログラム発行スキームの場合】 (8) 次に掲げる要件のすべてを満たす場合で上記(2)～(5)の内容が確定していない場合又は上記(3)～(5)の内容に改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。	
	同(3)	(c) 特定借入れを行わないか。	
	規則18条七八	【特定社債継続発行スキームの場合】 (9) 次に掲げる要件のすべてを満たす場合で上記(2)～(4)の内容が確定していない場合又は上記(3)及び(4)の内容の改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則18条八	(10) 上記(2)～(5)及び(7)～(9) ((5)は、開発型の場合、又は(8)の場合であって、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合に限る。)の変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
7. 特定資産の管理及び処分に関する事項	法5条①四 規則19条一	(1) 特定資産(従たる特定資産を除く。以下(1)～(3)において同じ。)の処分の方法(特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することを予定する場合は、その旨及びその内容(時期及び理由を含む。))について記載があるか。	
	規則19条二 法203条	(2) 特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるための信託の受託者又は受託予定者(以下7.において「受託者等」という。)の氏名又は名称、営業所又は事務所の所在地その他の受託者等に関する事項(特定資産が不動産の場合は、当該受託者等が不動産特定共同事業法第6条各号のいずれにも該当しない旨を含む。))について記載があるか。	
	規則19条三	(3) 受託者等が特定資産について行う業務	

		及び手続について記載があるか。	
	規則18条七〇	【プログラム発行スキームの場合】 (8) 次に掲げる要件のすべてを満たす場合で上記(2)～(5)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続について記載があるか。	
	同(3)	(c) 特定目的借入れを行わないか。	
	規則18条七八	【特定社債継続発行スキームの場合】 (9) 次に掲げる要件のすべてを満たす場合で上記(2)～(4)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則18条八	(10) 上記(2)～(9) ((5)は、開発型又は(8)の場合であって、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合に限る。)の変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
7. 特定資産の管理等に関する事項	法5条①四 規則19条一	(1) 特定資産の処分の方法(特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することを予定する場合は、その旨及びその内容(時期及び理由を含む。))について記載があるか。	
	規則19条二 法203条	(2) 特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるための信託の受託者又は受託予定者(以下7.において「受託者等」という。)の氏名又は名称、営業所又は事務所の所在地その他の受託者等に関する事項について(特定資産が不動産の場合、当該受託者等が不動産特定共同事業法第6条各号のいずれにも該当しない旨の記載を含む。)記載があるか。	
	規則19条三	(3) 受託者等が特定資産について行う業務	

		の種類、内容並びに資産対応証券の保有者、特定借入れに係る債権者及び特定社債管理者（特定社債に物上担保を付す場合は担保付社債信託法第1条に規定する信託会社）の利害に関する事項について記載があるか。				の種類、内容並びに資産対応証券の保有者、特定目的借入れに係る債権者及び特定社債管理者（特定社債に物上担保を付す場合は担保付社債信託法に規定する信託会社）の利害に関する事項について記載があるか。	
	規則19条四	(4) 特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を当該特定資産又は他の特定資産の取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合（特定資産の管理又は処分により得られる金銭を従たる特定資産のみの取得に係る金銭の全部又は一部に充てることを除く。）は、その旨の記載があるか。		(新設)		(新設)	
	規則19条五	(5) 上記(1)～(3)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続について記載があるか。		規則19条四		(4) 上記(1)～(3)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則19条六	(6) 上記(1)～(4)の変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件について記載があるか。		規則19条五		(5) 上記(1)～(3)の変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件について記載があるか。	
	規則19条七	(7) 上記(1)～(5)について変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。		規則19条六		(6) 上記(1)～(5)について変更を禁止する場合にはその旨の記載があるか。	
8. 特定借入れ以外の資金の借入れに関する事項	(削る)	(削る)		8. 資金の借入れに関する事項	規則20条二	(2) 借入金の用途について記載があるか。	
	規則20条二	(2) (略)			規則20条三	(3) (略)	
	同号ロ	(b) 借入先について記載があるか。			同号ロ	(b) 借入先（資産流動化計画にあらかじめ定められた方法に基づき特定社債、特定約束手形又は特定目的借入れに係る債務の履行に充てる場合を除き適格機関投資家に限る。）について記載があるか。	
	同号ハ	(略)			同号ハ	(略)	
	同号ニ 法211条 規則94条	(d) 借入金の用途について記載があるか。			(新設)	(新設)	
	法211条一	(e) 特定社債、特定約束手形又は特定借入れに係る債務の履行に充てるための借入れ（当該借入れに係る債務の履行のために更に借り入れる場合を含む。）					

)については、借入期間が1年以内であるか。
	同号ホ	(f) (略)
	規則20条三	(3) 上記(2)の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。
	規則20条四	(4) 上記(1)について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件について記載があるか。
	規則20条五	(5) (略)
9. その他 資産流動 化計画記 載事項	規則21条四	(4) 資産流動化計画に記載され、又は記録される事項のうち、発行される資産対応証券又は実行される特定借入れに関する事項の内容を変更するための手続及び当該事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための手続は、当該発行又は実行が行われる前に行うものとする旨の記載があるか。
	規則21条五	(5) 特定短期社債若しくは特定約束手形を発行し又は特定借入れを行っている場合であって、社員総会の決議により資産流動化計画の変更を行うときは、反対する特定短期社債の債権者、特定約束手形の所有者又は特定借入れに係る債権者に対する債務の弁済をするための相当の財産の信託が完了した後で行う旨の記載があるか。
	規則21条六	(6) 第一種特定目的会社にあつては、資産流動化計画に基づく業務が終了した後新たな資産流動化計画に基づく業務を行うことを予定する場合は、その旨並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行の完了時において残存する財産を処理する方法の記載があるか。
	規則21条八	(8) 特定目的会社が資産対応証券の発行又は資金の借入れ（特定借入れを含む。）を行う前において債務を負担する場合は、各債務の内容、額、債権者に関する

	同号二	(d) (略)
	規則20条四	(4) 上記(3)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続について記載があるか。
	規則20条五	(5) 上記(1)及び(2)について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件について記載があるか。
	規則20条六	(6) (略)
9. その他 資産流動 化計画記 載事項	規則21条四	(4) 資産流動化計画に記載され、記録される事項のうち、発行される資産対応証券又は実行される特定目的借入れに関する事項の内容を変更するための手続及び当該事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための手続は、当該発行又は実行が行われる前に行うものとする旨の記載があるか。
	規則21条五	(5) 特定短期社債若しくは特定約束手形を発行し又は特定目的借入れを行っている場合であって、社員総会の決議により資産流動化計画の変更を行うときは、反対する特定短期社債の債権者、特定約束手形の所有者又は特定目的借入れに係る債権者に対する債務の弁済をするための相当の財産の信託が完了した後で行う旨の記載があるか。
	規則21条六	(6) 第一種特定目的会社にあつては、資産流動化計画に基づく業務が終了した後新たな資産流動化計画に基づく業務を行うことを予定する場合は、その旨並びに特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務の履行の完了時において残存する財産を処理する方法の記載があるか。
	規則21条八	(8) 特定目的会社が資産対応証券の発行又は資金の借入れ（特定目的借入れを含む。）を行う前において債務を負担する場合は、各債務の内容、額、債権者に関

	規則21条十一	事項その他特定目的会社が負担する債務に関する事項の記載があるか。			規則21条十一	する事項その他特定目的会社が負担する債務に関する事項の記載があるか。	
(11) 上記(6)及び(7)の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。				(11) 上記(6)及び(7)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続の記載があるか。			

改正案			現行		
別紙様式2 (1) 提出書類 ① (略) ② 添付書類 ○ 特定資産の開発に係る契約書案(開発型に限る。) ○ 原委託者が受託信託会社等に特定資産を買い戻す権利を付与する書面の案(原委託者が受託信託会社等に当該書面を交付することとしている場合に限る。) (2)・(3) (略)			別紙様式2 (1) 提出書類 ① (略) ② 添付書類 ○ 開発に係る契約書案(開発型に限る) ○ (新設) (2)・(3) (略)		
特定目的信託契約書案の記載内容についてのチェックリスト 届出者			特定目的信託契約書案の記載内容についてのチェックリスト 届出者		
関連条文	審査する内容	チェック欄	関連条文	審査する内容	チェック欄
規則116条	(2) 特定目的信託契約の契約書には、以下に掲げる事項が記載され、又は記録されているか(以下別紙様式2において「記載されているか」という。)。ただし、(6)～(23)に掲げる事項について資産信託流動化計画に記載し、又は記録した場合は、この限りでない。		規則116条	(2) 特定資産信託契約の契約書には、以下に掲げる事項が記載又は記録されているか(以下別紙様式2において「記載されているか」という。)。ただし、(6)～(23)に掲げる事項について資産信託流動化計画に記載し又は記録した場合は、この限りでない。	
法229条三 規則116条四	(6) 原委託者の義務に関する事項について記載されているか。		法229条三 法230条①三 規則116条四	(6) 原委託者はその信託した特定資産に係る受益証券に関する規則第89条各号に掲げる書類に記載すべき重要な事項につき、受託信託会社等に告知しなければならない旨その他原委託者の義務に関する事項について記載されているか。	
法230条①二 令52条② 規則116条九	(11) 社債的受益権を定める場合は、当該社債的受益権の元本があらかじめ定められた時期に償還されるものである旨及び当該社債的受益権に係る受益証券の権利者が権利者集会の決議(法第230条第1項第2号イからヘまでに掲げるものを除く。)について議決権を有しない旨並びに以下に掲げる条件が記載されているか。		規則116条九	(11) 特定資産が法第230条第1項第2号に規定する政令で定める特定資産である場合は、同号に規定する政令で定める条件が記載されているか。	
令52条②一	(a) 社債的受益権について、信託財産の管理又は処分により得られる利益から配当を行う時期及び配当を行う時期ごとの配当額をあらかじめ定めること。		(新設)	(新設)	
令52条②二	(b) 利益の配当は、1箇月ごと、3箇月ごと、6箇月ごと又は1年ごとに行うこと。		(新設)	(新設)	
令52条②三	(c) 社債的受益権の元本の額は、当該元本の償還を		(新設)	(新設)	

	行う場合を除き、変更しないこと。				
令52条②四	(d) 受託信託会社等は、社債的受益権に係る金銭の分配を行うための資金の借入れ又は費用の負担を行わないこと。			(新設)	(新設)
令52条②五	(e) 利益の配当又は元本の償還を行うことができない場合は、特定目的信託を終了させること。			(新設)	(新設)
法230条①三 規則116十 規則116の2	(12) 特別社債的受益権を定める場合は、原委託者は、その信用状態に係る事由が発生し、又は発生すおそれがあるときは、遅滞なく、その旨を受託信託会社等に通知しなければならない旨が記載されているか。			法230条①四 規則116条十	(12) 社債的受益権を定める場合は、社債的受益権以外の受益権を定める旨及び以下に掲げる条件が記載されているか。
(削る)	(削る)			令52条一	(a) 信託財産の管理又は処分により得られる利益から配当を行う時期及び配当を行う時期ごとの配当額をあらかじめ定めること。
(削る)	(削る)			令52条二	(b) 利益配当は6箇月ごと又は1年ごとに行うこと。
(削る)	(削る)			令52条三	(c) 利益配当の額は一の社債的受益権ごとに均一とすること。
(削る)	(削る)			令52条四	(d) 社債的受益権の元本の額は変更することなく、当該元本の償還は当該社債的受益権に係る最後の配当を行う時期に一括して行うこと。
(削る)	(削る)			令52条五	(e) 受託信託会社等は、社債的受益権に係る金銭の分配を行うための資金の借入れ又は費用の負担を行わないこと。
(削る)	(削る)			令52条六	(f) 配当又は元本償還ができない場合は、特定目的信託を終了させること。
規則116条二十	(略)			規則116条二〇	(略)
規則115条五 規則116条二十一	(略)			規則115条五 規則116条二一	(略)

改正案				現行			
資産信託流動化計画の記載事項についてのチェックリスト				資産信託流動化計画の記載事項についてのチェックリスト			
項目	関連条文	審査する内容	チェック欄	項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
1. 契約期間	法226条①一 法226条② 令50条 規則106条一	(1) 有価証券を除く動産（当該資産のみを信託する信託の受益権を含む。以下同じ。）は20年、特許権、実用新案権等は25年、これら以外の場合は50年以内の期間で定めているか。		1. 契約期間	法226条①一 法226条② 令50条 規則106条一	(1) 有価証券を除く動産（当該資産を信託する信託の受益権を含む。以下同じ。）は20年、特許権、実用新案権等は25年、これら以外の場合は50年以内の期間で定めているか。	
	規則106条二	(2) 特定目的信託契約の締結日について記載又は記録（以下別紙様式2において「記載」という。）があるか。			規則106条二	(2) 特定目的信託契約の締結日について記載又は記録があるか（以下別紙様式2において「記載があるか」という。）。	
	規則106条四	(4) 上記(1)及び(3)について変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。			規則106条四	(4) 上記(1)及び(3)について変更を禁止する場合はその旨の記載があるか。	
2. 特定資産に関する事項	法226条①二 規則107条一	(1) 規則別表の特定資産（従たる特定資産を除く。以下2.において同じ。）の区分に応じ、特定資産の内容欄に掲げる事項について記載があるか。		2. 特定資産に関する事項	法226条①二 規則107条一	(1) 施行規則別表「特定資産の内容の記載事項表」の「特定資産の区分」に応じ、「特定資産の内容」に掲げる事項の記載があるか。	
	規則107条四	(4) 特定資産の価額（特定資産の上に存在する受託信託会社等に対抗し得る権利その他特定資産の価額を知るために必要な事項の概要及び次に掲げる事項を含む。）について記載があるか。			規則107条四	(4) 特定資産の価額（特定資産の価額を知るために必要な事項の概要、特定資産の価額につき調査した結果（資産の種類ごとの内訳を含み、特定資産が不動産であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査したものに限る。）及び特定資産が不動産であるときは、鑑定評価を行った者の氏名又は名称を含む。）について記載があるか。	
	同号イ 令15条①	(a) 特定資産が不動産又は政令で定める不動産に関する権利若しくは資産であるときは、不動産鑑定士による種類ごとの当該不動産の鑑定評価の結果及び当該鑑定評価を行った者の氏名					
	同号ロ 令15条②	(b) 特定資産が上記(a)以外のときは、種類ごとの特定資産の価格につき調査した結果及び当該調査を行った者の氏名又は名称					
	規則107条五	(5) 特定目的信託の原委託者（開発型の場合は当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結する者を、特定目的信託契約の締結日以後において特定資産の取得を予定する場合（開発型の場合を除く。）は			規則107条五	(5) 特定目的信託の原委託者（開発型の場合は、当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結する者を含む。）の氏名又は名称及び住所について記載があるか。	

		当該特定資産の譲渡人を含む。)の氏名又は名称及び住所について記載があるか。			
	規則107条六	(6) 上記(2)～(4) (開発型の場合に限る。)の内容が確定していない場合又は上記(3)及び(4)の内容の改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。		規則107条六	(6) 上記(2)～(4) (開発型の場合に限る)について内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続の記載があるか。
	規則107条七	(7) 上記(2)～(6) ((5)については、開発型の場合において、当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結する者及び特定目的信託契約の締結日以後において特定資産の取得を予定する場合 (開発型の場合を除く。))における当該特定資産の譲渡人に係る事項に限る。)の変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。		規則107条七	(7) 上記(2)～(6) ((5)については、開発により特定資産を取得する場合において、当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結する者に係る事項に限る。)の変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。
3. 受益権に関する事項	規則108条①一ロ	(略)		規則108条①一ロ	(略)
	規則108条①一ハ 令52条②一	(3) 社債的受益権を定める場合は、配当を行う時期及び配当額並びに当該社債的受益権の当初の元本の額及び元本の償還に関する事項 (償還期間及び償還の方法を含む。)について記載があるか。		(新設)	(新設)
	規則108条①二	(4) (略)		規則108条①二	(3) (略)
	(削る)	(削る)		同号イ	(a) 各受益権の償還に関する事項 (償還期間及び償還方法を含む。)について記載があるか。
	同号イ	(a) 信託期間中の金銭の分配に係る優先的又は劣後的内容について記載があるか ((b)の事項を除く。)		同号ロ	(b) 信託期間中の金銭の分配に係る優先的又は劣後的内容について記載があるか。
	同号ロ	(b) (略)		同号ハ	(c) (略)
	(削る)	(削る)		同号ニ	(d) 社債的受益権を定める場合は、その旨並びに各社債的受益権ごとの令第52条第1号の配当を行う時期及び配当額並びに元本の額について記載があるか。
	法226条①三口	(5) (略)		法226条①三口	(4) (略)

	法226条①三八 規則108条②一	(6) (略)	
	規則108条②二	(7) (略)	
	規則108条②三	(8) (略)	
	規則108条②四	(9) 上記(6)～(8)の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則108条②五	(10) 上記(4)の(a)及び(b)並びに(5)について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件について記載があるか。	
	規則108条②六	(11) 上記(1)～(10)に係る変更の禁止に関する次に掲げる事項について記載があるか。	
	同号イ	(a) 上記(3)について変更を禁止する旨の記載があるか。	
	同号ロ	(b) 上記(3)以外の変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
4. 特定資産の管理及び処分に関する事項	法226条①四 規則109条一	(1) 特定資産（従たる特定資産を除く。以下(1)～(3)において同じ。）の処分の方法（特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することを予定する場合は、その旨及びその内容（時期及び理由を含む。）を含む。）について記載があるか。	
	規則109条四	(4) 特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を当該特定資産又は他の特定資産の取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合（特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を従たる特定資産のみの取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合を除く。）は、その旨の記載があるか。	
	規則109条五	(5) 上記(1)～(3)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件	

	法226条①三八 規則108条②一	(5) (略)	
	規則108条②二	(6) (略)	
	規則108条②三	(7) (略)	
	規則108条②四	(8) 上記(5)～(7)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則108条②五	(9) 上記(3)の(a)～(c)及び(4)について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件について記載があるか。	
	規則108条②六	(10) 上記(1)～(9)に係る変更の禁止に関する次に掲げる事項について記載があるか。	
	同号イ	(a) 上記(3)の(d)について変更を禁止する旨の記載があるか。	
	同号ロ	(b) 上記(3)の(d)以外の変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
4. 特定資産の管理・処分に関する事項	法226条①四 規則109条一	(1) 特定資産の処分の方法（特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することを予定する場合は、その旨及びその内容（時期及び理由を含む。）を含む。）について記載があるか。	
	(新設)	(新設)	
	規則109条四	(4) 上記(1)～(3)について内容が確定していない場合は、その内容を確定するため	

		及び手続について記載があるか。				の要件及び手続の記載があるか。	
	規則109条六	(6) 上記(1)～(4)について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件について記載があるか。			規則109条五	(5) 上記(1)～(3)について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件の記載があるか。	
	規則109条七	(7) 上記(1)～(6)の変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。			規則109条六	(6) 上記(1)～(5)の変更を禁止する場合はその旨の記載があるか。	
5. 資金の借入れ又は費用の負担に関する事項	法226条①五規則110条一	(略)		5. 資金の借入れ又は費用の負担に関する事項	法226条①五規則110条一	(略)	
	(削る)	(削る)			同号ロ	(b) 借入金の使途について記載があるか。	
	同号口	(b) (略)			同号ハ	(c) (略)	
	(1)～(3)	(略)			(1)～(3)	(略)	
	(4)	三 借入金の使途について記載があるか。			(新設)	(新設)	
	(5)	ホ (略)			(4)	三 (略)	
	規則110条四	(4) 上記(1)の(b)、(2)の(b)及び(c)並びに(3)の(b)及び(c)の内容が確定していない場合又は(1)の(b)、(2)の(c)及び(3)の(c)の内容の改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。			規則110条四	(4) 上記(1)の(b)及び(c)、(2)の(b)及び(c)並びに(3)の(b)及び(c)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続の記載があるか。	
規則110条五	(5) 上記(1)の(a)、(2)の(a)及び(b)並びに(3)の(a)及び(b)について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件について記載があるか。		規則110条五	(5) 上記(1)の(a)及び(b)、(2)の(a)及び(b)並びに(3)の(a)及び(b)について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件について記載があるか。			
6. その他の資産信託流動化計画記載事項	規則111条七	(7) 上記3. の(1)、(2)及び(4)並びに(6)～(8)の内容を変更するための手続並びに当該事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための手続は、原委託者が特定目的信託契約の締結時において有する受益証券を最初に譲渡する前に行うものとする旨の記載があるか。		6. その他の資産信託流動化計画記載事項	規則111条七	(7) 上記3. の(1)、(2)、(3)の(a)～(c)及び(5)～(7)の内容を変更するための手続並びに当該事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための手続は、原委託者が特定目的信託契約の締結時において有する受益証券を最初に譲渡する前に行うものとする旨の記載があるか。	
	規則111条九	(9) 上記(2)及び(3)の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、			規則111条九	(9) 上記(2)及び(3)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要	

	その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。	
--	-------------------------------------	--

	件及び手続の記載があるか。	
--	---------------	--

改正案	現 行
<p>別紙様式 6 (ひな型) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 商 号(会社名) 取締役(氏名) 印</p> <p>申請者が_____と平成 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の2第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5第1項に規定する証明書の交付を申請します。</p> <p>添付書類：1. 不動産売買契約書(写)等、申請者による当該登記に係る不動産の所有権の取得日を確認することができるもの 2. 租税特別措置法第83条の2第1項第2号の要件を満たすことを証する書面 3. 不動産の登記事項証明書(写しを添付する場合は、原本を提示すること。) 4. 別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の床面積の割合を証する書面(国土交通大臣により証明されたものに限る。)</p>	<p>別紙様式 6 (ひな型) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 本 店 商 号(会社名) 取締役(氏名) 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の2第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5第1項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：1. 不動産売買契約書(写)等、申請者による当該登記に係る不動産の所有権の取得日を確認することができるもの 2. 租税特別措置法第83条の2第1項第2号の要件を満たすことを証する書面 3. 不動産の登記事項証明書(写しを添付する場合は、原本を提示すること。) 4. 別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の床面積の割合を証する書面(国土交通大臣により証明されたものに限る。)</p>
<p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者は、租税特別措置法(以下「法」という。)第83条の2第1項第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。</p> <p>2. 申請者による_____からの別紙記載の不動産の取得は、法第83条の2第1項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、法第83条の2第1項第1号ハに規定する特定不動産に該当し、以下のとおり同項第2号に掲げる要件を満たしている。 (1) 同号イに該当する場合 100分の (2) 同号ロに該当する場合 100分の (当該不動産取得前 100分の)</p> <p>3. 申請者の上記2.に係る特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の2第1項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。</p> <p>4. 別紙記載の建物における倉庫以外の部分が占める床面積の割合は、 分のである。(別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載のある場合に限り記載するものとし、倉庫と記載のない場合にあっては、4を記載しないものとする。) 以上のとおり証明する。</p>	<p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者は、租税特別措置法(以下「法」という。)第83条の2第1項第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。</p> <p>2. 申請者による_____からの別紙記載の不動産の取得は、法第83条の2第1項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、法第83条の2第1項第1号ハに規定する特定不動産に該当し、以下のとおり同項第2号に掲げる要件を満たしている。 (1) 同号イに該当する場合 100分の (2) 同号ロに該当する場合 100分の (当該不動産取得前 100分の)</p> <p>3. 申請者の上記2.に係る特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の2第1項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。</p> <p>4. 別紙記載の建物における倉庫以外の部分が占める床面積の割合は、 分のである。(別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載のある場合に限り記載するものとし、倉庫と記載のない場合にあっては、4を記載しないものとする。) 以上のとおり証明する。</p>

平成 年 月 日

財務（支）局長 ○○ ○○ 印

(別紙)

(略)

平成 年 月 日

財務（支）局長 ○○ ○○ 印

(別紙)

(略)

改正案	現行
<p>別紙様式7（ひな型）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align:center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align:right;">平成 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align:right;">申請者 <u>住 所</u> 商 号（会社名） 取締役（氏名） 印</p> <p>申請者が_____と平成 年 月 日をもって売買契約を締結した指名金銭債権に伴う別紙記載の不動産の質権又は抵当権の移転の登記につき、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第17条の規定による改正前の租税特別措置法第83条の2第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年財務省令第35号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第31条の5第1項に規定する証明書の交付を申請します。</p> <p>添付書類：債権譲渡契約書（写）等、申請者による当該登記に係る指名金銭債権の取得日を確認することができるもの</p>	<p>別紙様式7（ひな型）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align:center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align:right;">平成 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align:right;">申請者 <u>本 店</u> 商 号（会社名） 取締役（氏名） 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した指名金銭債権に伴う別紙記載の不動産の質権又は抵当権の移転の登記につき、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第17条の規定による改正前の租税特別措置法第83条の2第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年財務省令第35号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第31条の5第1項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：債権譲渡契約書（写）等、申請者による当該登記に係る指名金銭債権の取得日を確認することができるもの</p>
<p style="text-align:center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第17条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第83条の2第1項第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。</p> <p>2. 申請者による_____からの別紙記載の不動産の質権又は抵当権が設定された指名金銭債権の取得は、旧法第83条の2第1項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該指名金銭債権は、旧法第83条の2第1項に掲げる要件を満たす指名金銭債権に該当する。</p> <p>3. 申請者の上記2.に係る指名金銭債権の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により旧法第83条の2第1項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。</p> <p>4. 旧法第83条の2第1項第1号ハに規定する特定不動産の割合は、100分の である。</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p style="text-align:right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align:right;">財務（支）局長 ○○ ○○ 印</p> <p style="text-align:right;">（別紙）</p> <p>（略）</p>	<p style="text-align:center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第17条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第83条の2第1項第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。</p> <p>2. 申請者による_____からの別紙記載の不動産の質権又は抵当権が設定された指名金銭債権の取得は、旧法第83条の2第1項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該指名金銭債権は、旧法第83条の2第1項に掲げる要件を満たす指名金銭債権に該当する。</p> <p>3. 申請者の上記2.に係る指名金銭債権の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により旧法第83条の2第1項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。</p> <p>4. 旧法第83条の2第1項第1号ハに規定する特定不動産の割合は100分の である。</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p style="text-align:right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align:right;">財務（支）局長 ○○ ○○ 印</p> <p style="text-align:right;">（別紙）</p> <p>（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>別紙様式 8 (ひな型) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 <u>住 所</u> 商 号(会社名) 取締役(氏名) 印</p> <p>申請者が_____と平成 年 月 日をもって売買契約(請負契約)を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税につき、地方税法附則第11条第3項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行規則附則第3条の2の6に規定する証明に係る書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：1. 不動産売買契約書(写)等、申請者が当該申請に係る不動産の所有権の取得日を確認することができる書面。また、開発による資産の取得の場合には当該申請に係る不動産の取得日を確認することができる書面。 2. 地方税法施行令附則第7条第4項の要件を満たすことを証する書面 3. 不動産の登記事項証明書(写しを添付する場合は、原本を提示すること。)</p>	<p>別紙様式 8 (ひな型) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 <u>本 店</u> 商 号(会社名) 取締役(氏名) 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約(請負契約)を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税につき、地方税法附則第11条第3項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行規則附則第3条の2の6に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：1. 不動産売買契約書(写)等、申請者が当該申請に係る不動産の所有権の取得日を確認することができる書面。また、開発による資産の取得の場合には当該申請に係る不動産の取得日を確認することができる書面。 2. 地方税法施行令附則第7条第4項の要件を満たすことを証する書面 3. 不動産の登記事項証明書(写しを添付する場合は、原本を提示すること。)</p>
<p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者は、地方税法(以下「法」という。)施行令附則第7条第3項に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。</p> <p>2. 申請者による別紙記載の不動産の取得は、法附則第11条第3項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項の資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、以下のとおり法施行令附則第7条第4項の要件を満たす特定目的会社が行うものである。</p> <p>(1) 同項第1号に該当する場合 100分の (2) 同項第2号に該当する場合 100分の (当該不動産取得前 100分の)</p> <p>3. 申請者の上記2.に係る不動産の取得日は、平成 年 月 日である。 以上のとおり証明する。 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">財務(支)局長 ○○ ○○ 印</p> <p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者は、地方税法(以下「法」という。)施行令附則第7条第3項に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。</p> <p>2. 申請者による別紙記載の不動産の取得は、法附則第11条第3項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項の資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、以下のとおり法施行令附則第7条第4項の要件を満たす特定目的会社が行うものである。</p> <p>(1) 同項第1号に該当する場合 100分の (2) 同項第2号に該当する場合 100分の (当該不動産取得前 100分の)</p> <p>3. 申請者の上記2.に係る不動産の取得日は平成 年 月 日である。 以上のとおり証明する。 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">財務(支)局長 ○○ ○○ 印</p> <p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>(略)</p>

改 正 案	現 行
<p>別紙様式9（ひな型） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 商 号（会社名） 取締役（氏名） 印</p> <p>申請者が 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の財産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の3の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5の2に規定する証明書の交付を申請します。</p> <p>添付書類：1. 売買契約書（写）等、申請者による当該登記に係る財産の所有権の取得日を確認することができるもの 2. 租税特別措置法第83条の3第2号の要件を満たすことを証する書面 3. 租税特別措置法第83条の3第3号の要件を満たすことを証する書面 4. 財産の登記事項証明書等（写しを添付する場合は、原本を提示すること。） 5. 財産の賃貸借契約書（写）等</p>	<p>（新設）</p>
<p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の3各号に掲げる要件の全てを満たしている特定目的信託の資産の流動化に関する法律第224条に規定する原委託者であり、当該特定目的信託の効力が生じた時から当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時まで引き続き当該特定目的信託の委託者である。</p> <p>2. 別紙記載の財産は、特定目的信託の信託財産に属する財産で、資産の流動化に関する法律第2条第16項に規定する受託信託会社等である が、当該特定目的信託の効力が生じた時に申請者から当該特定目的信託の信託財産として取得したものであって、当該受託信託会社等から申請者に賃貸されていたものである。</p> <p>3. 申請者による別紙記載の財産の取得は、特定目的信託に係る信託契約の終了の時に申請者により から買い戻されたことによるものである。</p> <p>4. 特定目的信託に係る信託契約の終了の日は、平成 年 月 日である。</p> <p>5. 申請者の上記3. に係る財産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の3の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。</p> <p>6. 特定目的信託に係る信託契約における当該特定目的信託の効力が生じた日から社債的受益権の元本の償還が完了する日までの期間は、 年 月である。</p> <p>7. 特定目的信託に係る信託契約における当該特定目的信託の社債的受益権の受益証券が発行された日は、平成 年 月 日である。</p>	

以上のとおり証明する。
平成 年 月 日

財務（支）局長 ○○ ○○ 印

(別紙)

(新設)

[財産の表示]

土地の所在	地番	地目	地積
			m ²

建物の所在	家屋番号	種類	構造	床面積
				m ²

(注) 表示内容については、いずれも登記記録に記録されている事項に合わせて記載する。

改正案

現行

別紙様式10（ひな型）

（日本工業規格A4）

（新設）

証明申請書

平成 年 月 日

財務（支）局長 殿

申請者 住所
商号（会社名）
取締役（氏名） 印

申請者が 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、地方税法第73条の7第4号の2の規定の適用を受けたいので、証明書の交付を申請します。

- 添付書類：1. 売買契約書（写）等、申請者による当該登記に係る不動産の所有権の取得日を確認することができるもの
2. 地方税法第73条の7第4号の2口の要件を満たすことを証する書面
3. 地方税法第73条の7第4号の2ハの要件を満たすことを証する書面
4. 不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、原本を提示すること。）
5. 不動産の賃貸借契約書（写）等

証明書

1. 申請者は、地方税法（以下「法」という。）第73条の7第4号の2イからハまでに掲げる要件の全てを満たしている特定目的信託の資産の流動化に関する法律第224条に規定する原委託者であり、当該特定目的信託の効力が生じた時から当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時まで引き続き当該特定目的信託の委託者である。
2. 別紙記載の不動産は、特定目的信託の信託財産に属する不動産で、資産の流動化に関する法律第2条第16項に規定する受託信託会社等である が、当該特定目的信託の効力が生じた時に申請者から特定目的信託の信託財産として取得したものであって、当該受託信託会社等から申請者に賃貸されていたものである。
3. 申請者による別紙記載の不動産の取得は、特定目的信託に係る信託契約の終了の時に申請者により から買い戻されたことによるものである。
4. 特定目的信託に係る信託契約の終了の日は、平成 年 月 日である。
5. 申請者の上記3. に係る不動産の取得日は、平成 年 月 日である。
6. 特定目的信託に係る信託契約における当該特定目的信託の効力が生じた日から完了する日までの期間は、 年 月 である。
- 以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

財務（支）局長 ○○ ○○ 印

（別紙）

（新設）

[不動産の表示]

土地の所在	地番	地目	地積
			m ²

建物の所在	家屋番号	種類	構造	床面積
				m ²

(注) 表示内容については、いずれも登記記録に記録されている事項に合わせて記載する。